報道機関各位



『第5回 地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査』結果

更新すべき社会資本が特定できる団体は僅か 15%

- 大量更新時代に対応できない恐れ -

公益財団法人 日本生産性本部

日本生産性本部(理事長:松川昌義)・自治体マネジメントセンターは、この度「第5回地方自治体の新公会計制度の導入に関するアンケート調査」結果を発表した。本調査は、地方自治体における企業会計的な決算手法の導入(新公会計制度)について、全国的な取り組み状況を明らかにするために、全国の都道府県、市区町を対象に平成23年11月~12月に実施したものである。

< 主なポイント>

調査結果のポイントは以下のとおり。

1. 更新すべき社会資本が特定できる団体は僅か 15%、大量更新時代に対応できない恐れ

固定資産台帳の整備が完了している団体は僅か15%である。さらに、完了時期が未定の団体は未だ60.4%もある。我が国では1980~90年代に多くの社会資本を整備した。それから、30年あまりが経過し今後はその更新が問題となる。現状のままでは更新すべき社会資本が"わからない"状態となり、大量更新時代に対応できない恐れがある。

2. <u>財務書類を公表しても住民や議員からの反応がない団体は 70.9%、今後は"わかりやすさ"の視</u>点が重要

財務書類を作成している団体で公表していない団体は 11.6%に過ぎない。しかし、70.9%の団体は公表しても住民からも議員からも「特に反応がなかった」。 今後は "わかりやすい"という視点でこのような資料を作成する団体が増えることが期待される。また、財務書類について監査を「実施していない」とする団体は 83.7%となっている。公表する財務書類の質を保証することも同時に必要となる。

3. 決算制度に問題があると考える財政担当者は僅か 9.4%、今後の地方公会計制度の変更には 改革の必要性を理解してもらう努力が必要

新公会計制度の導入は現行の決算制度に問題があるために行われたものである。しかし、財務書類の整備の理由として、「現行の決算制度には問題があるから」を理由に挙げたのは僅か 9.4%である。他方、「総務事務次官通知及び自治財政局長通知による要請があるから」を理由に挙げているのは 54.4%である。財務書類の作成のモデルは 4 つに分かれてしまっている。モデルの統一を考える際には、情報を作成し利用する地方自治体も巻き込んで策定することが不可欠である。

【本件に関するお問い合わせ先】 公益財団法人 日本生産性本部 自治体マネシ メントセンター 担当:佐藤亨・山崎 TEL:03-3409-1118 FAX:03-5475-7750

【調査概要】

・ 調査対象:全国の都道府県、指定都市、市区及び町の各団体

・ 調査票:郵送にて配布、郵送又は電子メールにて回収

調査票配布期間:平成23年11月14日~12月9日

・ 調査票の回収状況

	全団体	都道府県	指定都市	市区	田丁
総数	1,624 団体	47 団体	19 団体	809 団体	749 団体
回答数	895 団体	33 団体	14 団体	551 団体	297 団体
回収率	55.1%	70.2%	73.7%	68.1%	39.7%

回収率の分母は平成 23 年 11 月 14 日現在の都道府県、政令指定都市、市区、町の全団体数。なお、村は財務諸表を作成する団体が特に少ないため、対象外としている

【財務諸表の作成方式について】

「総務省方式」「基準モデル」「総務省方式改訂モデル」の概要は以下の通りである。

- ・ 総務省方式: 総務省「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」(平成 12 年及び平成 13 年 3 月)で提示された財務諸表の作成方式を指す。総務省方式では決算 統計をはじめ決算書など既存の資料を使用してバランスシート・行政コスト計算書(財務諸 表)を作成できる。ただし、道路や橋などの固定資産が過去のコストの積み上げのため、実態を反映していないといった欠点もある。
- ・ 基準モデル・総務省方式改訂モデル:総務省・新地方公会計制度研究会「新地方公会計制度研究会報告書」(平成18年5月)で提案されている財務諸表の作成モデルである。「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針の策定について(平成18年8月31日付け総務事務次官通知)では、「基準モデル」または「総務省方式改訂モデル」を活用して、取り組みが進んでいる団体、都道府県、人口3万人以上の都市は平成21年までに、取り組みが進んでいない団体、町村、人口3万人未満の都市は平成23年までに、財務諸表の整備又は財務諸表作成に必要な情報の開示に連結ベースで取り組むことが要請されている。総務省によれば、平成22年3月31日現在、新地方公会計モデルにより財務書類を作成しているのは都道府県83.0%、市区町村53.6%となっている。

詳しくは「地方公共団体の総合的な財政分析に関する調査研究会報告書」、「新地方公会計制度研究会報告書」及び「新地方公会計制度実務研究会報告書」を参照されたい。

【当本部の取組み】

国に先行し、平成9年7月「決算統計に基づいた企業会計的分析手法研究報告書」を公表。以来、延べ250団体の財務諸表の作成、分析などの支援を行っている。また、平成16年度より我が国で唯一、地方自治体の財務諸表の全国比較を行っている。

1. 更新すべき社会資本が特定できる団体は僅か 15%、大量更新時代に対応できない恐れ

土地や建物はこれまで物量で管理されてきた。しかし、物量による管理では個別の建物などの資産管理が難しかった。そこで、新公会計制度は固定資産台帳の整備を求めた。固定資産台帳の整備によって、個別の建物などは金額で管理できるようになる。

特に重要となるのが建物などの社会資本の更新である。固定資産台帳を整備しなければ、個別の建物の更新時期を把握することは難しい。これは社会資本の計画的な更新を困難にする。 そうなれば、一度に大量の更新が必要となり、いざ更新しようとしても資金が不足して更新ができない恐れがある。

しかし、固定資産台帳の整備が完了している団体は僅か 15%である。さらに、完了時期が未 定の団体は未だ 60.4%もある。我が国では 1980~90 年代に多くの社会資本を整備した。それか ら、30 年あまりが経過し今後はその更新が問題となる。現状のままでは更新すべき社会資本が "わからない"状態となり、大量更新時代に対応できない恐れがある。

Q. 固定資産台帳整備の完了時期について、どのような予定ですか。(一つ回答)

	全団体		都道府県		市区	<u>₹</u> ĦŢ
a.既に完了	134	(15.0%)	5	(15.2%)	129	(15.0%)
b.平成 23 年度	88	(9.8%)	1	(3.0%)	87	(10.1%)
c.平成 24 年度	57	(6.4%)	0	(0.0%)	57	(6.6%)
d.平成 25 年度	38	(4.2%)	0	(0.0%)	38	(4.4%)
e.平成 26 年度	16	(1.8%)	1	(3.0%)	15	(1.7%)
f . 平成 27 年度	7	(0.8%)	0	(0.0%)	7	(0.8%)
g.未定	541	(60.4%)	25	(75.8%)	516	(59.9%)
h.その他	11	(1.2%)	1	(3.0%)	10	(1.2%)
未回答	3	(0.3%)	0	(0.0%)	3	(0.3%)
計	895	(100.0%)	33	(100.0%)	862	(100.0%)

Q.固定資産台帳整備について、どのような課題がありますか。(複数回答可)

	全団体		都道府県		市区町	
a.過去の資料が足りない	567	(63.4%)	20	(60.6%)	547	(63.5%)
b.整備に必要な予算が足りない	302	(33.7%)	11	(33.3%)	291	(33.8%)
c.整備に必要な職員が足りない	467	(52.2%)	13	(39.4%)	454	(52.7%)
d.整備すると財産に関する調書と一致しない	261	(29.2%)	4	(12.1%)	257	(29.8%)
e.必要性が理解できない	31	(3.5%)	1	(3.0%)	30	(3.5%)
f.わからない	24	(2.7%)	2	(6.1%)	22	(2.6%)
g. その他	67	(7.5%)	6	(18.2%)	61	(7.1%)

2. 財務書類を公表しても住民や議員からの反応がない団体は 70.9%、今後は"わかりやすさ"の視点が重要

財務書類を作成している団体で公表していない団体は11.6%に過ぎない。しかし、70.9%の団体は公表しても住民からも議員からも「特に反応がなかった」。

財務書類は会計の知識のない利用者にはわかりにくいものである。そのため、利用者にとっていかにわかりやすく公表するかが重要となる。公表資料については、「財務報告書」とする団体が 21.1%、「小冊子(リーフレット)」とする団体が 23.1%となっている。こ

今後は"わかりやすい"という視点でこのような資料を作成する団体が増えることが期待される。また、財務書類について監査を「実施していない」とする団体は 83.7%となっている。公表する財務書類の質を保証することも同時に必要となる。

Q.公表資料について、どのような資料で公表しましたか。(複数回答可)

	全団体		都道府県		市区町	
a.財務報告書(アニュアル・レポート)の作成	150	(21.1%)	3	(9.1%)	147	(21.7%)
b.小冊子(リーフレット)の作成	164	(23.1%)	5	(15.2%)	159	(23.5%)
c.財務書類のみ(付属明細書を含む)	114	(16.0%)	6	(18.2%)	108	(15.9%)
d.財務書類4表のみ	262	(36.8%)	14	(42.4%)	248	(36.6%)
e.その他	97	(13.6%)	8	(24.2%)	89	(13.1%)

Q.財務書類を公表して、どのような反応がありましたか。(複数回答可)

	全団体		都道府県		市区町	
a.議員から意見や質問があった	166	(23.3%)	7	(21.2%)	159	(23.5%)
b.住民から意見や質問があった	71	(10.0%)	2	(6.1%)	69	(10.2%)
c.特に反応はなかった	504	(70.9%)	23	(69.7%)	481	(70.9%)
d. その他	9	(1.3%)	0	(0.0%)	9	(1.3%)

Q.監査について、どのように実施しましたか。(複数回答可)

	全団体		都道府県		市区町	
a. 監査委員による監査	71	(8.8%)	0	(0.0%)	71	(9.2%)
b.外部監査人による監査	5	(0.6%)	1	(3.0%)	4	(0.5%)
c.実施していない	673	(83.7%)	32	(97.0%)	641	(83.1%)
d. その他	21	(2.6%)	0	(0.0%)	21	(2.7%)

3. <u>決算制度に問題があると考える財政担当者は僅か 9.4%、作成モデルを統一する際に</u> は改革の必要性を説得する努力が必要

新公会計制度の導入は現行の決算制度に問題があるために行われたものである。しかし、財務書類の整備の理由として、「現行の決算制度には問題があるから」を理由に挙げたのは僅か 9.4%である。他方、「総務事務次官通知及び自治財政局長通知による要請があるから」を理由に挙げているのは 54.4%である。

国が進める現在の公会計制度改革は平成 18 年に始まった。平成 21 年度の財務書類を「作成していない」とした団体は 10.2%であり、新公会計制度は定着している。このような蓄積があるにも関わらず、財政担当者には何のための改革かが理解されていない。

現在の作成モデルは地方自治体に説明し意見を聞く期間が非常に短期間であった。その結果、各団体の財政担当者が理解し、意見を考える前にモデルが決まってしまったと考えられる。財務書類の作成のモデルは4つに分かれてしまっている。モデルの統一を考える際には、情報を作成し利用する地方自治体も巻き込んで策定することが不可欠である。

Q.財務書類の整備について、どのような理由がありますか。(複数回答可)

	全団体		都道府県		市区町	
a. 財務書類は整備すると効果があるから	423	(47.3%)	15	(45.5%)	408	(47.3%)
b.現行の決算制度には問題があるから	84	(9.4%)	2	(6.1%)	82	(9.5%)
c. 総務事務次官通知及び自治財政局長通知	487	(54.4%)	11	(33.3%)	476	(55.2%)
による要請があるから		((,		(==)
d.特にない	80	(8.9%)	2	(6.1%)	78	(9.0%)
e.その他	76	(8.5%)	12	(36.4%)	64	(7.4%)

Q.作成モデルについて、どの作成モデルを採用しましたか。(一つ回答)

	全団体		都道府県		市区町	
a.総務省方式改訂モデル	666	(74.4%)	29	(87.9%)	637	(73.9%)
b.基準モデル	87	(9.7%)	2	(6.1%)	85	(9.9%)
c.総務省方式	48	(5.4%)	1	(3.0%)	47	(5.5%)
d.独自方式	3	(0.3%)	1	(3.0%)	2	(0.2%)
e.作成してない	91	(10.2%)	0	(0.0%)	91	(10.6%)
未回答	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
計	895	(100.0%)	33	(100.0%)	862	(100.0%)